

調査結果一覧表（橋梁定期点検要領）平成28年度

管理NO	橋梁名	路線名	架設年次(西暦)	供用年数	主な損傷			対策区分※1	総合評価※2	前回点検時※3	対策工法等の提案	備考
					部材名	損傷の種類	ランク					
1	新開橋	新開中央線	1971年2月	45年	床版(頂版)	床版ひびわれ	d~e	C2	Ⅲ	A	主部材(頂版、側壁、隔壁)にはひびわれ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰の損傷が見られる。詳細調査設計を実施し、補修もしくは架替えの検討を行う必要がある。	
					縦壁(隔壁)	剥離・鉄筋露出	e	C2				
					縦壁(側壁)	うき	e	C2				
2	第二新開橋	運座新開線	1973年11月	43年	主桁	腐食	c~e	C2	Ⅲ	A	主部材(主桁、横桁)には腐食の損傷があり、床版にはうき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰の損傷が見られる。詳細調査設計を実施し、補修もしくは架替えの検討を行う必要がある。	
					横桁	腐食	c~e	C1				
					床版	剥離・鉄筋露出	d~e	S1				

※1 対策区分について（橋梁定期点検要領）

対策区分[A]: 損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
対策区分[B]: 状況に応じて補修を行う必要がある。
対策区分[C1]: 予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
対策区分[C2]: 橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
対策区分[E1]: 橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
対策区分[E2]: その他、緊急対応の必要がある。
対策区分[M]: 維持工事で対応する必要がある。
対策区分[S1]: 詳細調査の必要がある。
対策区分[S2]: 追跡調査の必要がある。

※2 総合評価について（橋梁定期点検要領）

凡例	判定区分	定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※3 前回点検時の評価基準

総合評価	判定区分
A	損傷が著しく、早急に何らかの補修対策の検討を行う必要があると思われる橋梁を示す。
B	損傷が全体的に見られ、損傷の進行により主部材が構造上問題となる可能性が高いと考えられる橋梁を示す。
C	損傷が部分的に見られ、損傷の進行により主部材が構造上問題となる可能性があると考えられる橋梁を示す。
D	損傷は少なく、損傷の進行により主部材が構造上問題となる損傷も見受けられない状況の橋梁を示す。